

## 双葉町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて

平成 25 年 5 月 7 日  
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、双葉町において設定された避難指示区域及び警戒区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。
  - (1) 陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に見直す。また、前面海域<sup>注</sup>の避難指示区域を解除する。
  - (2) 陸域及び前面海域<sup>注</sup>の警戒区域を解除する。
  - (3) 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記(1)及び(2)の見直しは、平成25年5月28日午前0時に行う。

注 双葉町と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度27分58.9秒）から南側の海域であり、大熊町と双葉町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度25分36.8秒）から北側の海域であって、かつ、東経141度5分20秒から西側の区域の海域をいう。

※ 今回の見直し対象区域については、別紙参照。

2. 本決定を踏まえ、双葉町長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上